

見積参加希望者 様

独立行政法人水資源機構 分任契約職
筑後川上流総合管理所長 前田 剛宏
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 大山ダム外消防設備等点検業務(オープンカウンター方式による)
- 2 業 務 場 所 大分県日田市大山町西大山2008-1 大山ダム管理所外
- 3 履 行 期 間 契約締結の翌日から 令和8年3月31日 まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加条件 当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品の製造又は販売の業種区分の「設備の保守・点検管理」の営業品目「冷暖房(空調)設備、衛生設備(水道施設、消防施設を含む)、冷凍機設備、給排水設備、防火排煙設備」に登録されており、かつ福岡県、佐賀県、大分県内のいずれかに本店、支店または営業所がある者。
- 3 見 積 書 等
 - 1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。また、余白に「くじ用数値」を記載してください。
 - 2)提出方法 FAX、電子メール、郵送又は持参による。(※FAX番号、メールアドレスは、4)に記載)
なお、電子メールによる場合は、送信メールの件名に見積依頼書の件名を記載してください。
 - 3)提出期限 令 和 7 年 10 月 20 日 15時 まで
 - 4)提 出 先 独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所
TEL 0946-25-0113 FAX 0946-25-0133 又は 0946-25-0116
mail nyukei_chikugojouryu@water.go.jp
 - 5)担 当 者 経理課 見上
 - 6)質 問 書 令 和 7 年 10 月 10 日 12時 まで
提出期限 ※質問書の回答については、翌日15時までにホームページ上に掲載します。
 - 7)見積回数 2回を限度とします。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年10月21日15時までとします。
 - 8)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載して下さい。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。**
- 5 そ の 他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の支払いとなります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。
 - 4) 請書を使用します。

く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

- 1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。
- 2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積依頼書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
〇〇工務店	¥500,000-	0	123	$123 + 4 = 127$ $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$ 余り「1」とくじ用順位「1」が合致する $\Rightarrow$ △△組が契約の相手方となる
□□工業	¥600,000-		999	
△△組	¥500,000-	1	4	

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
〇〇工務店	¥500,000-	0	123	$123 + 4 + 1 = 128$ $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$ 余り「2」とくじ用順位「2」が合致する $\Rightarrow$ ◎◎工業が契約の相手方となる
□□工業	¥600,000-		999	
△△組	¥500,000-	1	4	
◎◎工業	¥500,000-	2	1	

大山ダム外消防設備等点検業務

仕 様 書

令和 7 年 9 月

独立行政法人水資源機構
筑後川上流総合管理所

第1章 総則

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構筑後川上流総合管理所（以下「機構」という。）が施行する大山ダム外消防設備等点検業務（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 業務概要

1. 業務内容

本業務は、消防法及びこれに関係する諸法令で定めるところにより、業務場所に設置されている消防用設備の点検等を行うものである。

2. 業務場所

大分県日田市大山町西大山2008-1

独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 大山ダム管理所

大分県日田市大山町西大山8492-2

独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 松原ダム管理室

熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵5827-3

独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 下釜ダム管理室

（詳細は、別表-1のとおり。）

3. 業務期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日まで

第3節 点検内容等

1. 履行設備

本業務における履行設備は、別表-2のとおりとする。

2. 点検内容

消防法、消防法施行令、消防法施行規則及びこれに基づく告示等に定める消防用設備等の点検基準等に基づき、履行設備の点検等を実施するものとする。

3. 点検回数

点検回数は次のとおりとする。なお、詳細な点検日時は担当職員と打合せのうえ決定する。

① 機器点検（6ヶ月点検） 1回 令和7年10月に実施

② 総合点検（12ヶ月点検） 1回 令和8年2月～3月に実施

第4節 提出書類

1. 受注者は、次に掲げる書類を作成し、提出するものとする。

提出書類	部数
消防用設備等点検結果報告書	施設別に各2部
その他担当職員が指示したもの	必要部数

2. 受注者は、消防法第17条3の3に基づく報告書を作成し、提出するものとする。

3. 受注者は、本業務の履行に伴い、数量計算書及び図面等について、担当職員の指示により作成に協力しなければならない。

第2章 点検業務

第1節 共通事項

1. 本業務の履行にあたっては、他の設備及び構造物等に損傷を与えないよう十分注意するものとする。万一、損傷を与えた場合は、ただちに担当職員に報告するとともに、受注者の負担において修復又は取替えを行うものとする。
2. 本業務の履行にあたって、消防用設備等の運用を一時停止する必要がある場合には、事前に担当職員と協議し、その指示に従うものとする。
3. 本業務の履行にあたって、やむを得ず他の設備を利用する必要がある場合には、事前に担当職員と協議し、その指示に従うものとする。

第2節 測定器等

本業務に必要な測定機器等は、受注者において準備するものとする。

また、現地の状況により点検が困難な場合は、担当職員に速やかに報告し、その指示を受けるものとする。

第3節 異常発見時等の対応

1. 受注者は、点検の結果、不良・不具合と判断される項目及び改善を推奨する項目については、担当職員に速やかに報告するものとする。
2. 受注者は、点検時において発見した不良・不具合箇所のうち、消耗品（電球・蛍光灯等）の交換については、受注者の責において交換するものとする。
3. 受注者は、点検の結果、軽微な不良・不具合箇所について、担当職員と協議のうえ、補修、修理等対応の追加作業を行う場合がある。

なお、追加作業の実施については設計変更の対象とする。

4. 本業務の履行期間中、点検作業時以外で履行設備の故障や誤作動が発生した場合に対応を要請する場合がある。

なお、対応要請により作業等が実施された場合は、担当職員と協議のうえ設計変更の対象とする。

5. 業務期間中に消防用設備等の整備（別途工事）により設計図書の内容変更が必要となった場合は、担当職員と協議を行う。

第4節 設計変更等

機構又は受注者は、設計図書の内容に変更が生じた場合、機構と受注者の協議のうえ、設計図書の内容変更及び請負代金額の変更を行うことができるものとする。

第5節 官公庁への手続き

受注者は、所轄消防署等への手続きの必要がある場合は、その書類を作成し、提出するものとする。

また、手続きについて、担当職員の指示により代行するものとする。

第6節 疑義

本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合には、速やかに担当職員と協議をしなければならない。

別表 1

業 務 場 所 一 覧 表

区分	所 在 地	施 設 等 名
1	大分県日田市大山町西大山2008-1	大山ダム管理所
2	大分県日田市大山町西大山地内	大山ダム管理所 利水放流ゲート室
3	大分県日田市大山町西大山8492-2	松原ダム管理室、電気室棟、発電所 ※通路を含む
4	熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵5827-3	下釜ダム管理室

履 行 設 備 一 覧 表

施 設 等 名	設 備 名 称		仕 様 ・ 規 格	単 位	数 量	備 考
大山ダム管理所 管理棟	自動火災報知設備	受信機	P 型 1 級受信機10回線	台	1	Panasonic BVJ10110HK
		副受信機	10回線	台	1	Panasonic
		発信機	P 型 1 級	台	4	
		表示灯		灯	4	
		地区音響装置	電鈴	台	4	
		感知器	熱式差動式スポット型	個	31	
			熱式定温式スポット型	個	11	
			熱式定温式スポット型（防爆型）	個	3	
			煙式スポット型光電式 非蓄積	個	11	
		常用電源		式	1	
		予備電源	蓄電池 24V 0.45A h	式	1	
		配線点検		式	1	
		消火器	粉末消火器	A B C 粉末 10 型 蓄圧式	本	13
	A B C 粉末 50 型 蓄圧式			本	1	
	二酸化炭素消火器		7 型	本	1	
	避難誘導設備	誘導灯	C 級	灯	11	避難口、通路
		常用電源		式	1	
		予備電源		式	1	
		配線点検		式	1	
	大山ダム管理所 利水放流ゲート室	自動火災報知設備	受信機	P 型 2 級 2 / 3 L	台	1
発信機			P 型 2 級	台	2	
表示灯				灯	2	
地区音響装置			電鈴	台	2	
感知器			熱式差動式スポット型	個	2	
			煙式スポット型光電式 非蓄積	個	9	
常用電源				式	1	
予備電源			蓄電池 24V 0.6A h	式	1	
配線点検				式	1	
消火器		粉末消火器	A B C 粉末 10 型 加圧式	本	4	

履 行 設 備 一 覧 表

施 設 等 名	設 備 名 称		仕 様 ・ 規 格	単 位	数 量	備 考
松原ダム管理室	消火器 (庁舎)	粉末消火器	蓄圧式	本	24	
		CO ₂ 消火器		本	7	
	消火器 (電気室棟)	粉末消火器	蓄圧式	本	6	
	消火器 (発電所)	粉末消火器	蓄圧式	本	2	
	自動火災報知設備 (庁舎)	受信機	P 型 1 級 19回線以下	面	1	
		差動式スポット型熱感知器		個	41	
		定温式スポット型熱感知器		個	5	
		煙感知器		個	8	
		発信器	P 型 1 級	個	5	
		音響装置		個	5	
		表示灯		灯	5	
		消火栓起動装置		個	2	
		常用電源		組	1	
		非常電源	蓄電池設備	組	1	
		配線点検		式	1	
	自動火災報知設備 (電気室棟)	受信機	P 型 1 級 19回線以下	面	1	
		差動式スポット型熱感知器		個	1	
		定温式スポット型熱感知器		個	4	
		煙感知器		個	8	
		発信器	P 型 1 級	個	3	
		音響装置		個	3	
		表示灯		灯	3	
		消火栓起動装置		個	2	
		常用電源		組	1	
		非常電源	蓄電池設備	組	1	
		配線点検		式	1	
	自動火災報知設備 (発電所)	受信機	P 型 1 級 19回線以下	面	1	
		煙感知器		個	4	
		音響装置		個	1	
		表示灯		灯	1	
		消火栓起動装置		個	1	
		常用電源		組	1	
		非常電源	蓄電池設備	組	1	
		配線点検		式	1	
	不活性ガス消火設備 (二酸化炭素消火設備) (電気室棟)	消火剤貯蔵容器	二酸化炭素	基	14	
		容器弁開放装置	ガス圧式	個	14	
		起動用ガス容器		個	2	
		起動用操作箱		個	2	
		選択弁		個	2	

施 設 等 名	設 備 名 称		仕 様 ・ 規 格	単 位	数 量	備 考
松原ダム管理室	不活性ガス消火設備 (二酸化炭素消火設備) (電気室棟)	不還弁		個	2	
		音響装置		組	2	
		制御盤	5回線以下	面	1	
		音声盤		面	1	
		継電器盤		面	1	
		電源装置		組	1	
		放出表示灯箱		個	2	
		ヘッド		式	1	
		差動式スポット型熱感知器		個	6	
		煙感知器		個	6	
		作動試験		式	1	
		放出試験		式	1	
		容器搬入		式	1	
		配線点検		式	1	
	ハロゲン化物消火設備 (庁舎：3階無線室・電算室)	消火剤貯蔵容器	ハロン1301	基	2	
		容器弁開放装置	電磁式	個	2	
		起動用操作箱		個	1	
		音響装置		組	1	
		表示盤		面	1	
		制御盤	5回線以下	面	1	
		音声盤		面	1	
		圧カスイッチ		個	2	
		不還弁		個	2	
		電源装置		組	1	
		放出表示灯箱		個	2	
		ヘッド		式	1	
		定温式スポット型感知器		個	4	
		煙感知器		個	2	
		作動試験		式	1	
		放出試験	1式1回当たり	式	1	
		配線点検		式	1	
	誘導灯及び誘導標識	誘導灯		灯	4	

履 行 設 備 一 覧 表

施 設 等 名	設 備 名 称		仕 様 ・ 規 格	単 位	数 量	備 考
下釜ダム管理室	消火器	粉末消火器	蓄圧式	本	27	
		CO ₂ 消火器	7 型	本	2	
	ハロゲン化物消火設備 (電気室)	消火剤貯蔵容器	ハロン1301	基	2	
		容器弁開放装置	電磁式	個	2	
		起動用操作箱		個	1	
		音響装置		組	1	
		表示盤		面	1	
		制御盤	5 回線以下	面	1	
		音声盤		面	1	
		圧カスイッチ		個	2	
		不還弁		個	2	
		電源装置		組	1	
		放出表示灯箱		個	1	
		ヘッド		式	1	
		開口部自動閉鎖装置		個	2	
		定温式スポット型感知器		個	6	
		煙感知器		個	6	
		作動試験		式	1	
		放出試験	1 式 1 回当り	式	1	
		配線点検		式	1	
	ハロゲン化物消火設備 (機械室)	消火剤貯蔵容器	ハロン1301	基	1	
		容器弁開放装置	電磁式	個	1	
		起動用操作箱		個	1	
		音響装置		組	1	
		表示盤		面	1	
		制御盤	5 回線以下	面	1	
		音声盤		面	1	
		圧カスイッチ		個	1	
		不還弁		個	1	
		電源装置		組	1	
		放出表示灯箱		個	1	
		ヘッド		式	1	
		定温式スポット型感知器		個	2	
		煙感知器		個	2	
		作動試験		式	1	
		放出試験	1 式 1 回当り	式	1	
		配線点検		式	1	
	排煙設備 (防火戸、防火ダンパー等を含む)	制御盤		面	1	
		垂れ壁		枚	1	
		煙感知器		個	1	

請 書 (案)

- 1 件 名 大山ダム外消防設備等点検業務
- 2 場 所 大分県日田市大山町西大山 2 0 0 8 - 1
独立行政法人水資源機構筑後川上流総合管理所大山ダム管理所外
- 3 期 間 自 令和 年 月 日
至 令和 8 年 3 月 3 1 日
- 4 請負代金額 ￥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥)

上記の施行をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行します。

令和 年 月 日

受 注 者

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川上流総合管理所長 前田 剛宏 殿

契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面並びに表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第3条 受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4条 この契約の履行内容が第1条の図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第5条 受注者は、この契約の履行が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ、完成を確認するための検査を完了するものとする。

3 発注者は、前項の検査によって完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を履行の完了とみなして、前4項の規定を適用する。

第6条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをい

い、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。
（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められ

た場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

- 5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。
- 9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第12条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔甘木〕簡易裁判所又は〔福岡〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。